

平成 27 年 6 月 25 日以降に四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類を  
使用する際の注意事項について

平成 27 年 6 月 25 日に建築士法の一部を改正する法律が施行されます。同法第 2 条第 5 項では、新たに建築設備士の名称が規定されたため、従前の同条第 5 項～第 9 項については、同法施行後は第 6 項～第 10 項となります。

このため、平成 27 年 6 月 25 日以降に本契約書類を使用する場合は、契約書、約款及び業務委託書の一部について読み替え等が必要となります。

以下に、契約書の特約事項等に記載する読み替えの文章例を掲載しますので、参考にしてください。また、読み替えではなく直接本文を訂正することもできますが、その場合は、一般的に委託者及び受託者双方の訂正印が必要となります。

【読み替え等が必要な書類とその部分】

(契約書のうち以下の 3 種類)

- ① 建築設計・監理業務委託契約書 [4. 設計業務において、作成する成果物等]
- ② 建築設計業務委託契約書 [4. 設計業務において、作成する成果物等]
- ③ 建築設計、調査・企画業務委託契約書 [4. 設計業務において、作成する成果物等]

(約款)

- ④ 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款 [第 1 条第 4 項]

(業務委託書)

- ⑤ 基本業務委託書 [I(1)1A]

【読み替えの文章の参考例】(契約書の特約事項等に記載し、足りない場合は裏面等をご利用ください。)  
契約書について (上記①～③の書類)

本契約書「4. 設計業務において、作成する成果物等」中、「建築士法第 2 条第 5 項」とあるのは「建築士法第 2 条第 6 項」と読み替えるものとする。

約款について (上記④の書類)

本約款第 1 条第 4 項中「建築士法第 2 条第 7 項で定める工事監理」とあるのは「建築士法第 2 条第 8 項で定める工事監理」と読み替えるものとする。

業務委託書について (上記⑤の書類)

基本業務委託書の 1A「基本設計に関する基本業務」中、「建築士法第 2 条第 5 項」とあるのは「建築士法第 2 条第 6 項」と読み替えるものとする。

- 契約書については、以下のサイトからダウンロードできます。平成 27 年 6 月 25 日以降は、ダウンロード版の契約書では、上記の読み替え等が必要な部分は修正されます。

【四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会ホームページ】

<http://www.njr.or.jp/yonkai/>

平成27年6月25日以降に四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約書類（小規模向け）  
を使用する場合の注意事項について

平成27年6月25日に建築士法の一部を改正する法律が施行されます。同法第2条第5項では、新たに建築設備士の名称が規定されたため、従前の同条第5項～第9項については、同法施行後は第6項～第10項となります。

このため、平成27年6月25日以降に本契約書類を使用する場合は、契約書の一部について読み替え等が必要となります。

以下に、契約書の特約事項等に記載する読み替えの文章例を掲載しますので、参考にしてください。また、読み替えではなく直接本文を訂正することもできますが、その場合は、一般的に委託者及び受託者双方の訂正印が必要となります。

【読み替え等が必要な書類とその部分】

建築設計・監理業務委託契約書（小規模向け）【4. 設計業務において、作成する成果図書】

【読み替えの文章の参考例】（契約書の特約事項等に記載してください。）

本契約書「4. 設計業務において、作成する成果図書」中、「建築士法第2条第5項」とあるのは「建築士法第2条第6項」と読み替えるものとする。

- 契約書については、以下のサイトからダウンロードできます。平成27年6月25日以降は、ダウンロード版の契約書では、上記の読み替え等が必要な部分は修正されます。

【四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会ホームページ】

<http://www.njr.or.jp/yonkai/>